

漁港施設等活用事業の推進に関する計画（活用推進計画）

1 漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

漁港管理者名	沼津市	漁港名	西浦漁港	漁港種別	第 1 種
都道府県名	静岡県	市町村名	沼津市		

漁港施設等活用事業の推進に関する基本的な方針

本計画の対象とする西浦漁港は、四季を通じて温暖な気候と豊かな自然に恵まれ、波静かな駿河湾越しに富士山を望む全国有数の景観を有している。西浦漁港には 8 の浜（港）が立地し、地域の水産業及び観光を支える重要な拠点となっている。

西浦及び隣接する内浦地域では、波静かな海域を活かし、内浦漁業協同組合の組合員によるマアジ及びマダイを中心とした魚類養殖が盛んに行われているほか、中型・小型まき網漁、大型・小型定置網漁、刺し網漁など多様な漁業が営まれている。近年は、海水温の上昇など養殖環境の変化に対応するため、民間事業者と連携した新魚種の養殖にも積極的に取り組んでいる。

一方で、漁業者数は平成 26 年の 136 名から令和 6 年には 65 名となり、約 5 割減少している。しかしながら、本地域の属地陸揚げ量は平成 24～26 年平均 271 トンから令和 4～6 年平均 231 トンと約 1 割の減少にとどまり、属人陸揚げ量は、平成 24～26 年平均 4,345 トンから令和 4～6 年平均 4,358 トンへと微増していることから、漁業経営の効率化や高付加価値化が進められていることがうかがえる。

また、本地域では、漁業者による漁業体験事業や貸しボート事業、海上釣り堀事業など、漁業を活かした体験型サービスが展開されている。さらに、内浦漁業協同組合では、プレジャーボート係留事業、地域の養殖マアジ等を提供する飲食施設「いけすや」、民間事業者と連携したダイビングサービスを提供する「平沢マリンセンター」を運営するなど、海業の取組を推進している。このほか、本地域には内浦漁業協同組合から水産物を仕入れる飲食店や宿泊施設が立地しており、水産業と観光業が密接に結びついた地域特性を有している。

管内の漁港の位置図



本地域では、防波堤で釣りが行われている一方、釣り利用者による漁港内への無断駐車や漁船・漁具の破損など、漁業活動に支障を及ぼす事例が発生している。また、防波堤からの落水事故も発生しており、漁業関係者や消防・救急機関による対応を要する状況となっている。さらに、従来からマリンレジャー利用が盛んであり、近年はSUP利用者の増加に伴い、利用者が海域に広く点在することで、漁船の航行への支障や接触事故の危険性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、足保地区、平沢・久連地区において、漁業利用・生産を最優先として、漁業とマリンレジャーの適切なゾーニングを行い、双方の安全で快適な利用環境を確保する。これにより、交流人口の拡大が促進され、すでに地域で取り組まれている漁業体験、海上釣り堀等の海業の利用増加や、「いけすや」をはじめとする地域飲食店での水産物の消費増進が期待される。さらに、漁業収入に加え、漁業体験やマリンレジャー等の海業による更なる収益機会を創出することで漁業経営の多角化を推進し、持続可能な漁業を支える担い手の確保及び育成を目指す。

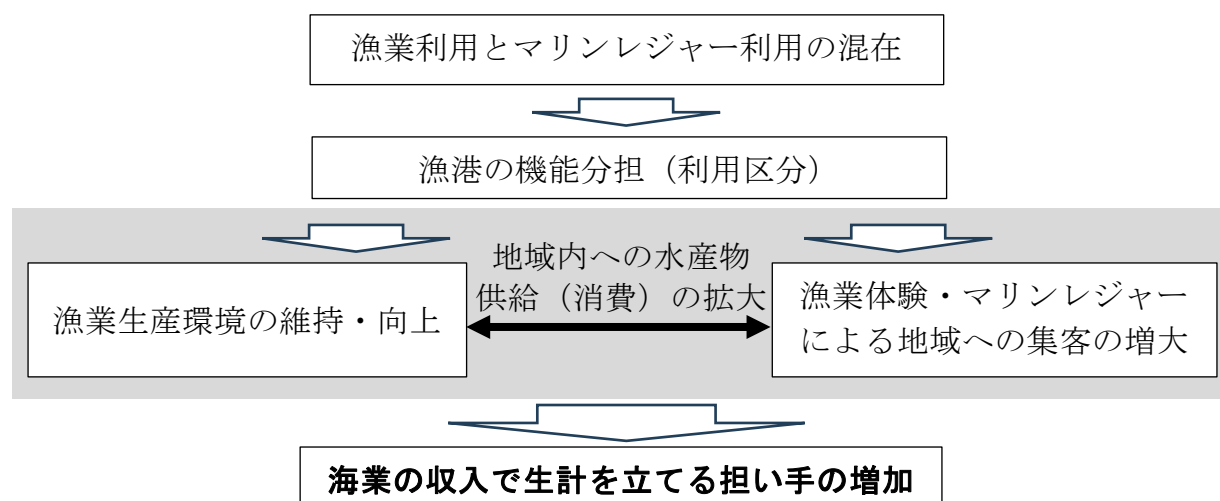
足保地区、平沢・久連地区の取組は以下のとおり。

【足保地区】

漁港利用区域と釣り利用区域を明確に区分し、漁業活動への支障を防止するとともに、安全で快適な釣り利用環境を整備する。これにより、初心者や家族連れをはじめとする新たな釣り利用者の増加による交流人口の促進を図る。

【平沢・久連地区】

平沢地区及び久連地区内で漁業活動に利用されていない水域へマリンレジャー利用を誘導し、両地区を結ぶ水域を活用したSUP等のサービスを提供する。これにより、安全性の向上と水域の適正利用が図られ、マリンレジャー利用者の増加による交流人口の促進を図る。



このために活用を図る漁港施設（行政財産）は、当該目的に沿った用途で認定計画実施者に貸し付け、占用させることとし、当該事業の終了時には、本来の用途に円滑に供するために原状回復できるように、適切にその機能を保全するものとする。

2 漁港施設等活用事業として求められる事業内容に関する事項及びその実施期間

実 施 期 間	令和 9 年度～18 年度（10 年間）
求められる事業内容	【足保地区】 ■交流の促進に関する事業 ・防波堤を利用し、釣り利用者に安全かつ適正な釣り利用環境を提供する事業を実施する。 ■附帯事業 ・上記事業の実施に必要な駐車場を運営し、利用者の利便性向上及び周辺道路における路上駐車防止を図る。 【平沢・久連地区】 ■交流の促進に関する事業 ・平沢地区から久連地区までの漁港区域内の水域を活用し、ブイ等の設置によりマリンレジャー可能エリアを設定した上で、SUP 等のマリンレジャー利用者に対して安全な利用環境を提供する事業を実施する。

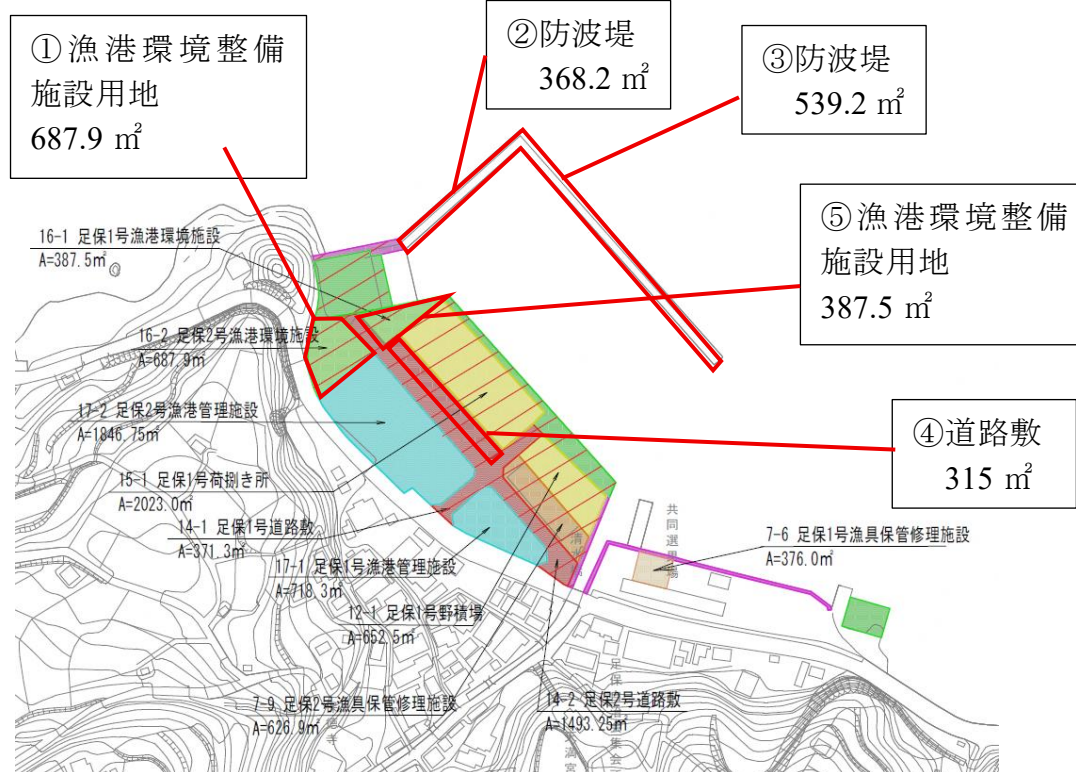
3 漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地

平面図

【全体図】



【足保地区】漁港施設等活用事業に使用する漁港施設は、別図のとおりとする。

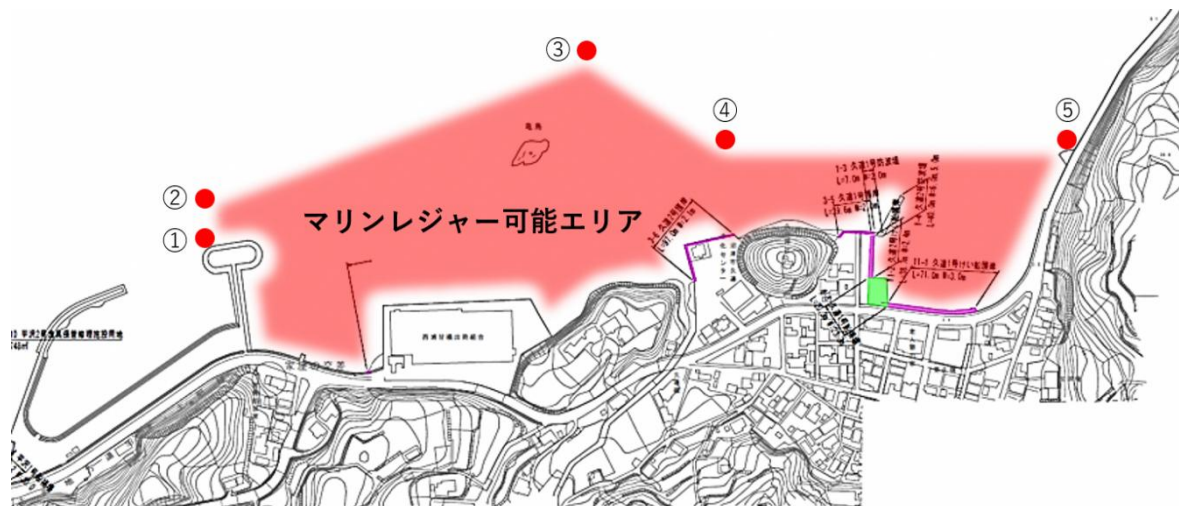


漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設

【平沢・久連地区】

漁港施設等活用事業に使用する水域は、平沢地区及び久連地区を結ぶ漁港区域内の水域とし、マリンレジャー可能エリアについては、別図に示す区域とする。

なお、マリンレジャー可能エリアは、漁業利用との調和及び利用者の安全確保を図ることを基本とし、必要に応じて漁港管理者及び関係者との協議を踏まえ、適切に見直すものとする。



● マリンレジャー可能エリア設定点

4 漁港施設の円滑な利用の確保、漁港の区域内の水域に設定されている漁業権の内容たる漁業に係る漁港の利用との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき漁港の漁業上の利用の確保に関する事項

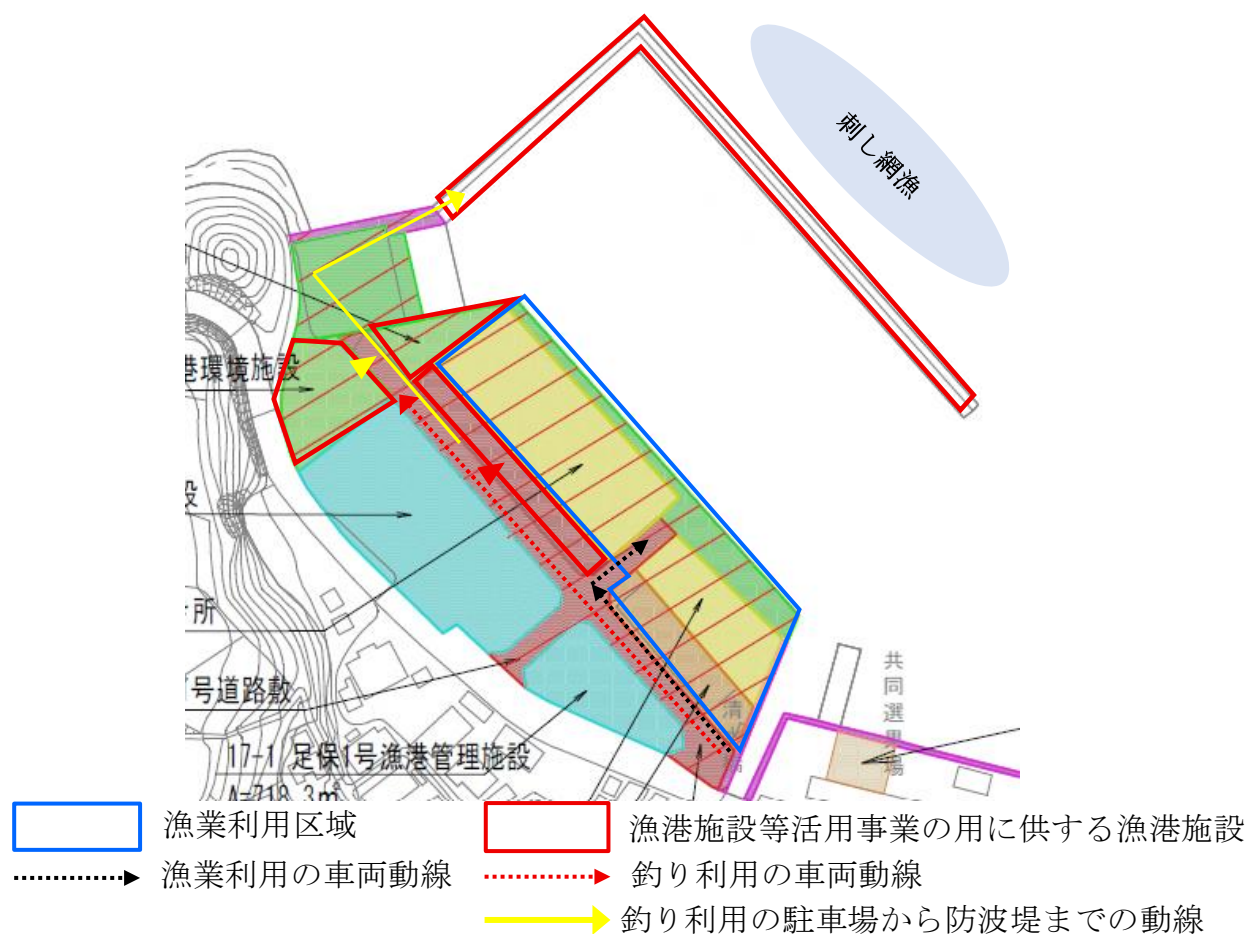
① 漁港全体の適正な利用の考え方

【足保地区】

本地区では、魚類養殖を営む漁業者が漁港を利用しており、荷捌き所、野積場及び漁具保管修理施設は、水産物の荷捌きや出荷準備、漁具の保管及び修繕等、漁業活動に不可欠な施設として利用されている。このため、これらの施設及び周辺区域を漁業利用区域として位置づけ、漁業関係者以外の立入りを制限することにより、漁業活動への支障を防止する。

一方、防波堤については台風襲来時を除き漁船係留は行われておらず、従来から釣り利用が行われており、漁港環境整備施設用地については駐車場として利用されている実態がある。ただし、防波堤付近の沖では刺し網漁（漁期：通年で15時から早朝まで）が行われていることから、利用区域に限らず利用時間についても明確に区分し、漁業利用との混在を防止する必要がある。

本計画では、これらの利用実態を踏まえ、漁業利用区域と釣り利用区域を明確に区分することにより、漁業活動への影響を防止するとともに、安全で快適な釣り利用環境を確保し、漁業利用と釣り利用の両立を図るものとする。

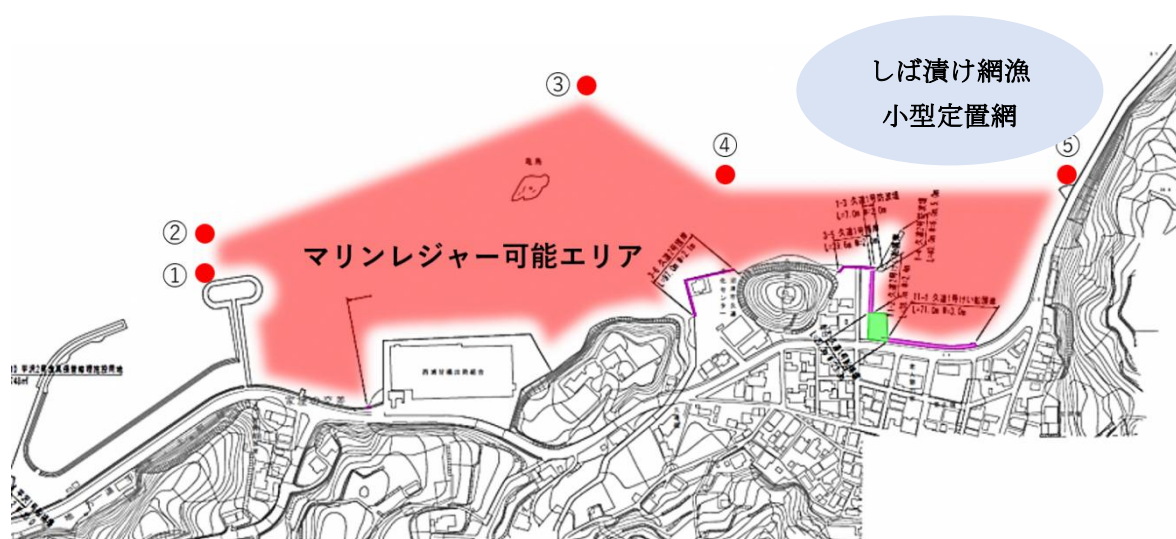


【平沢・久連地区】

本地区のマリンレジャー可能エリア内では、漁船の係留はなく、計画区域内において恒常的な漁業利用は行われていない。

また、計画図に示すマリンレジャー可能エリアより沖側の海域では、しば漬け網漁（漁期：4月15日から9月30日まで）、小型定置網（漁期：通年）が行われていることから、ブイ等により利用区域を明確に区分し、漁業利用との混在を防止する。

なお、今後、新たな漁業利用が生じる場合には、漁業利用を優先することを基本とし、必要に応じて利用区域の見直しを行うものとする。



② 漁港施設の円滑な利用の確保に関する事項

【足保地区】

認定計画実施者は、利用者に対し、利用可能区域、立入禁止区域、利用時間、禁止行為その他必要な利用ルールを明示するとともに、適切な利用指導を行い、漁業活動に支障を及ぼす行為を未然に防止するものとする。

また、漁港管理者および内浦漁業協同組合と連携し、利用状況を適宜確認するとともに、必要に応じて利用方法の改善その他必要な措置を講ずるものとする。

【平沢・久連地区】

マリンレジャー可能エリアについては、ブイ等により明確に表示するとともに、利用者に対し利用区域及び利用ルールを周知するとともに、マリンレジャー可能エリア外からの水上バイク等の侵入を防止し、安全かつ適正な利用を徹底するものとする。

③ 漁業権の内容たる漁業との利用の調和に関する事項

【足保地区】

本地区周辺の水域には区画漁業権が設定され、魚類養殖が営まれていることから、認定計画実施者は利用者に対し、養殖生簀及び養殖施設へ接近しないこと、釣り糸や

釣り針等を養殖施設へ接触させないことなど、漁業活動に支障を及ぼさないための利用ルールを周知徹底するものとする。

また、本地区には共同漁業権が設定されていることから、共同漁業権の対象となる魚種（いせえび、あわび、さざえ、たこ、なまこ、はばのり、わかめ、ひじき及びのり）の採捕は禁止されていることを利用者へ周知するものとする。

さらに、本地区はマダイ放流を実施している禁漁区域に隣接していることから、放流後の保護に支障が生じないように、マダイの採捕禁止についても適切に周知するものとする。

【平沢・久連地区】

本地区周辺の水域には共同漁業権が設定されていることから、共同漁業権の対象となる魚種（いせえび、あわび、さざえ、たこ、なまこ、はばのり、わかめ、ひじき及びのり）の採捕禁止について利用者へ周知するとともに、漁業活動への支障が生じないように適切な利用指導を行うものとする。

5 漁港の利用者の安全の確保、環境との調和その他漁港施設等活用事業の実施に際し配慮すべき事項

① 漁港の利用者の安全の確保に関する事項

【足保地区】

防波堤は海に面した施設であり、転落や落水等の事故が発生する危険性があることから、認定計画実施者は、利用者の安全確保を最優先とし、適切な安全管理体制を構築するものとする。

このため、認定計画実施者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

利用者へ救命胴衣の着用義務付け及び安全啓発

縄梯子、救命浮環、AED等の安全設備の設置及び適切な維持管理

気象・海象の状況に応じた利用制限及び施設の閉鎖

災害、事故等の緊急時における避難誘導及び関係機関への通報体制の整備

安全管理マニュアルの作成及び従業員への教育・訓練の実施

【平沢・久連地区】

SUP等のマリレジャーは水難事故等の危険性を伴うことから、認定計画実施者は、利用者の安全を確保するため、安全管理マニュアルを整備するとともに、適切な運営体制を構築するものとする。

このため、認定計画実施者は、次に掲げる措置を講ずるものとする。

利用者への救命胴衣の着用義務付け及び安全啓発

気象・海象の状況に応じた利用の可否判断及び運営中止基準の設定

利用者の経験や技術に応じた安全指導及び利用管理

器材の点検及び適切な維持管理

災害、事故等の緊急時における避難誘導及び関係機関への通報体制の整備

従業員に対する教育及び救助訓練の実施	
② 環境との調和に関する事項	【足保地区】 認定計画実施者は、漁港及び周辺環境の保全を図るため、利用者に対し、ごみの持ち帰り及び適正処理を徹底するとともに、釣り糸、釣り針その他漁港環境に影響を及ぼす物の放置防止について周知するものとする。 また、周辺道路における路上駐車や近隣住民の生活環境への影響を防止するため、駐車場の予約制その他必要な対策を講ずるものとする。 【平沢・久連地区】 認定計画実施者は、ブイその他海上に設置する設備について、定期的に点検を実施し、劣化又は損傷が確認された場合には速やかに補修又は交換を行うものとする。 また、利用者に対し、ごみの持ち帰り及び適正処理を徹底するとともに、海洋環境の保全に関する啓発を行い、海洋ごみの発生防止に努めるものとする。
③ 漁港の保全上特に配慮すべき事項	【足保地区】 認定計画実施者は、漁港施設の機能及び維持管理に支障を及ぼさないよう十分配慮するとともに、漁港施設に工作物を新築、改築、増築又は除去しようとする場合は、あらかじめ漁港管理者と協議し、必要な手続きを行わなければならない。 また、排水を伴う施設を設置する場合は、関係法令を遵守し、公共下水道への適切な接続その他必要な措置を講じ、水質保全に努めるものとする。 【平沢・久連地区】 認定計画実施者は、ブイその他海上施設の設置及び維持管理にあたり、漁港施設の機能及び漁業活動に支障を及ぼさないよう十分配慮するものとする。 また、漁港区域内に工作物を新築、改築、増築又は除去しようとする場合は、あらかじめ漁港管理者と協議し、必要な手続きを行わなければならない。
④ その他	漁港施設等活用事業の実施に関する計画（実施計画）の作成や申請方法の詳細については、漁港管理者が別途作成する募集要項にて示すものとする。 6に示す水域を占用し漁港施設等活用事業を実施する場合、ブイ等の海上に設置する設備の占用水域以外の水域は、沼津市漁港管理条例等施行規則第6条第3項の規定により、占用料は全額免除とする。 公益上の理由等によりやむを得ず活用推進計画を変更する必要性が生じた場合、認定計画実施者は市の求めに応じて、認定計画の変更について、真摯に協議に応じなければならない。

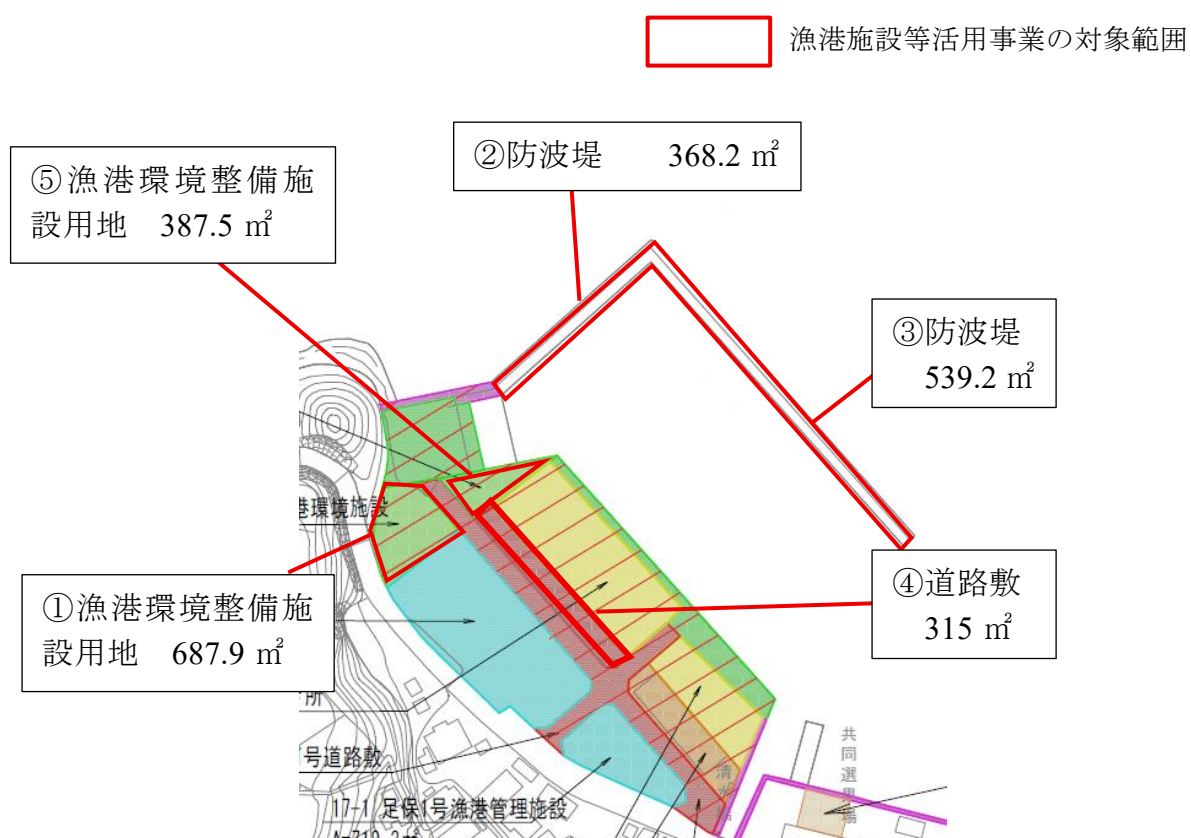
6 漁港施設の貸付け又は水域若しくは公共空地における水面若しくは土地の占用に関する事項

平面図

【足保地区】

漁港施設等活用事業の用に供する漁港施設は、別図のとおりとする。

貸付けにあたっては、漁港施設の機能及び漁業利用に支障を及ぼさないことを基本とし、漁港管理者が必要と認める条件を付すものとする。

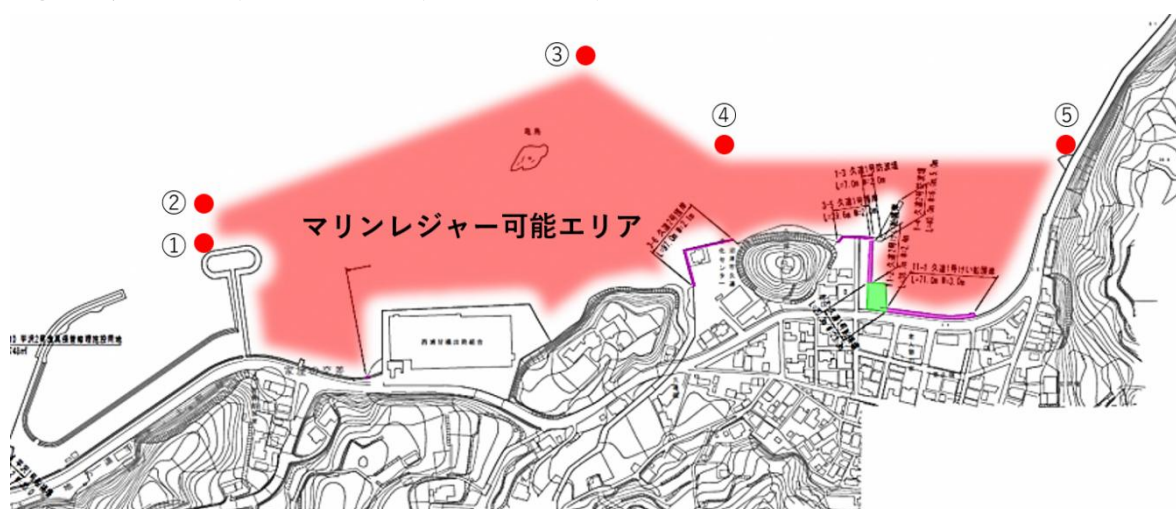


【平沢・久連地区】

本地区においては漁港施設の貸付けは行わず、漁港区域内の水域を占有するものとする。

占有可能区域は次に掲げる各点を順次に直線で結ぶ線と陸岸により囲まれた水域（106,000 m²）とする。占有にあたっては漁船の航行及び漁業活動に支障を及ぼさないよう適切に管理するものとする。

- ①北緯 35 度 1 分 18 秒 東経 138 度 51 分 46 秒
- ②北緯 35 度 1 分 19 秒 東経 138 度 51 分 46 秒
- ③北緯 35 度 1 分 25 秒 東経 138 度 51 分 59 秒
- ④北緯 35 度 1 分 20 秒 東経 138 度 52 分 05 秒
- ⑤北緯 35 度 1 分 20 秒 東経 138 度 52 分 17 秒



（貸付けをしようとする漁港施設の詳細と貸付期間）

【足保地区】

施設名	漁港施設の種類	施設所有者	数 量	貸付期間
①漁港環境整備施設用地	足保2号漁港環境施設用地	沼津市	687.9 m ²	10年間
②防波堤	足保2号防波堤	沼津市	368.2 m ²	10年間
③防波堤	足保1号防波堤	沼津市	539.2 m ²	10年間
④道路敷	足保2号道路敷	沼津市	315 m ²	10年間
⑤漁港環境整備施設用地	足保1号漁港環境施設用地	沼津市	387.5 m ²	10年間

【平沢・久連地区】該当しない

(占有をさせようとする漁港の区域内の水域)

【足保地区】該当しない

【平沢・久連地区】

水域名	面積 (m ²)	占有の期間
水域	106, 000 m ²	10 年間

(占有をさせようとする漁港の区域内の公共空地)

【足保地区】該当しない

【平沢・久連地区】該当しない

7 漁港水面施設運営権の設定に関する事項

① 認定計画実施者への漁港水面施設運営権の設定	
いずれの地区も該当しない	
② 漁港水面施設運営権を設定しようとする水域	
いずれの地区も該当しない	
③ 平面図	
いずれの地区も該当しない	

8 漁港施設等活用事業の実施期間が満了した場合その他の事由により漁港施設又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地を用いないこととなった場合における当該漁港施設又は当該水域若しくは当該公共空地を原状に回復するための措置に関する事項

認定計画実施者は、漁港施設等活用事業の実施期間が満了その他の事由により、漁港施設又は漁港区域内の水域若しくは公共空地を使用しなくなった場合は、漁港管理者と協議の上、その指示に従い必要な措置を講ずるものとする。

原状回復が必要な場合は、認定計画実施者の責任及び負担において、設置した工作物、設備、ブイその他海上に設置した施設を撤去し、漁港施設及び水域を原状に回復しなければならない。ただし、漁港管理者が公益上又は漁港管理上支障がないと認める場合は、この限りではない。

また、認定計画実施者が原状回復を履行できない場合その他事情がある場合に備え、設置した工作物、設備その他の施設については、漁港管理者と協議の上、無償譲渡その他必要な措置を貸付契約又は占有に係る契約に定めるものとする。